

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第二十九条第一項の規定によって、農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定によって公告する。

令和七年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（㎡）
東広島市河内町小田字天王原一五一六番一	田	一、六七九
東広島市河内町小田字天王原一五一九番	田	一、五五七
東広島市河内町小田字天王原一五二〇番	田	二、七九一
東広島市河内町小田字天王原一五三二番	田	二、二五六
東広島市河内町小田字天王原一五三三番	田	二、五五七
東広島市河内町小田字賀登沖一五四八番一	田	一、一一一
東広島市河内町小田字賀登沖一五五五番三	田	三七二
東広島市河内町小田字竹之元一九一二番	田	二、〇八〇

二 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
利用権	令和八年一月一日	四年	二八、八一六

三 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに広島法務局東広島支局に補償金を供託する。